

社員各位

担当部署 経営管理本部人事総務部

給与支給日変更に関するお知らせ

下記のとおり、給与に関する支給日についてお知らせがございますので、ご確認ください。

記

1 変更概要

(1) 変更理由・背景

年々、社員数が増加しているとともに、勤怠締めやセッションフィー算定、その他福利厚生制度等、新たな取り組みや勤怠関連の措置を講じている中、給与計算において計算期間が短いことにより、適正かつ安定的な業務体制の整備が難しくなっています。

よって、この度、給与支給日を15日から25日に変更することといたしました。

(2) 変更の概要

現行	翌月15日支給(末日締め)	→2019年1月15日支給	※現行最終給与
↓			
変更後	翌月25日支給(末日締め)	→2019年2月25日支給	※変更後初回給与

2 給与支給日変更に伴うご対応事項及び移行措置について

(1) 勤怠締め

2018年12月31日時点で在籍している社員については移行措置として給与支給日について、**2019年1月度は、下記のとおり2回、給与支給**を行います。よって、**1月は勤怠締めを通常の月初と中旬の2回**ご対応いただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(2) 移行スケジュール

1/4	12月度(12/1~12/31)勤怠締め【 1回目 】
1/15	現行とおり給与支給 ※12/1~12/31実績分
1/17	1月度(1/1~1/16) 勤怠締め【 2回目 】
1/31	<u>1月実績のうち一部の基本給のみ</u> ※全社員(有期社員含む) →移行措置
1/31	24/7Workout 所属社員(有期社員除く)のみ賞与支給
2/25	1月実績分の総支給額から1/31付で前払いした給与を差引き支給

※1 達成手当や実残業代、その他一時金支給や住民税、社会保険料の控除は2/25支払給与にて行います。

※2 1/31の前払給与は、所得税及び雇用保険料のみ控除いたします。

※3 移行措置として支給する給与は、2月25日に支給する給与の一部です。よって、住宅ローンやその他カード払い等の支払計画を踏まえ、口座に金額を留保する等調整をお願いいたします。

※4 1月度退職者も同様、上記の移行措置に従い対応します。

※5 1月度入社者は上記の移行措置の対象外です。よって、2月25日が初回の給与支給日です。

以上